

令和2年度

事業計画

公益社団法人 日本産婦人科医会

- 令和2年3月 -

令和 2 年度事業計画

I. 総務部	
A. 庶務部会	1
B. 医会報編集部会	4
C. 情報技術 (IT) 部会	6
D. 法制・倫理部会	11
E. 経理部会	12
II. 学術部	
A. 先天異常部会	13
B. 研修部会	16
III. 医療部	
A. 医療安全部会	19
B. 勤務医部会	22
C. 医業推進部会	25
D. 医療保険部会	27
IV. 事業支援部	
A. 女性保健部会	29
B. がん部会	34
C. 母子保健部会	38
V. 献金担当連絡室	41

令和2年度事業計画

[○印は新規事業または改変事業]

I. 総務部

A. 庶務部会

1. 総会・理事会等各種会議の開催

- (1) 総会：6月に定時総会と、3月に臨時総会を開催する。
- (2) 理事会：定時理事会2回と、臨時理事会を1回、年3回開催する。
- (3) 常務理事会：12回開催する。
- (4) 幹事会：12回開催する。
- (5) 運営打合会：6回開催する。
- (6) 地域代表全国会議：本会事業の説明と推進協力依頼のために開催する。

2. 日本産婦人科医会学術集会の実施

6ブロック（①近畿、②北海道・東北、③中国・四国、④東海・北陸、⑤九州、⑥関東）の持ち回りとし、ブロック主催で開催する日本産婦人科医会学術集会に対する支援を行う。

令和2年度は北海道・東北ブロック（担当：北海道）、令和3年度は中国・四国ブロック（担当：広島県）。

10年毎の節目の年は、本会が実施する。

3. 連携・組織強化等の推進

(1) 各都道府県産婦人科医会との連携強化

1) 月例連絡・月例報告の充実

各都道府県産婦人科医会との緊密な連携を図るため、月例連絡、月例報告の充実を図る。

月例連絡は、常務理事会等で確認した事項を毎月各都道府県産婦人科医会に対し、電子メール等をもって行う。

月例報告は、毎月15日頃までに、前月分の各都道府県産婦人科医会の活動状況等の報告を受ける。

2) 協議会、研修会等への支援

各都道府県産婦人科医会が開催する協議会、研修会等の開催に関し、その運営を可能な限り支援する。

3) 事務業務のあり方検討

本会および各都道府県産婦人科医会の事務機能のあり方を検討し、公平な会員サービスができるよう支援する。

(2) 組織の強化等

1) 新規会員の加入促進の強化

既存の入会勧誘促進用パンフレットの有効的な更新に努め、会員増に資する内容となるよう関係部等と検討する。

また、有効と考えられる支援に関しても関係部等と検討する。

2) 新入会員に対する通知および会員情報管理

理事会で承認された新規加入会員に対して、会長名をもって入会承認の通知をする。入会後の会員へは指定医師必携のほか、医療保険必携、研修ノート等の出版物等を配付する。

会員の異動等を都道府県産婦人科医会と連携を図り定期的に把握する。その情報を活用し定款に則した会員種別管理等を行う。

3) 産婦人科施設情報データベースの管理

各都道府県産婦人科医会の協力による全国産婦人科施設情報データベースを構築する。収集したデータは解析し、有効利用に努める。

4) 会員倫理委員会

必要に応じて、会員倫理委員会を開催する。

5) プロジェクト委員会

必要に応じて、プロジェクト委員会を設置する。

6) 電子母子健康手帳についての検討

電子母子健康手帳のあり方について検討する。

(3) 関係諸団体との協調

1) 日本医師会・都道府県医師会等

日本医師会並びに都道府県医師会が行う事業に対し協力する。

日本医師会との協調・連携を密にし、特に母子保健関連事項の対処に万全を期する。また、日本医師会主催「母子保健講習会」、日本医師会・厚生労働省主催「家族計画・母体保護法指導者講習会」等の運営に協力する。

各都道府県産婦人科医会における研修会開催等に際しては、必要に応じて当該都道府県医師会に連携を図る。

2) 日本産科婦人科学会

日本産科婦人科学会とは、学会・医会ワーキンググループ会議を開催し、両会に関連する諸問題について意見交換を行う。なお、必要に応じ拡大ワーキンググループ会議を開催する。

公開講座・女性の健康週間、産婦人科サマースクール等の活動に共催および参画する。

3) 全国産婦人科教授との懇談会

本会の活動について理解を得るため、全国医育機関の産婦人科教授との懇談会を日本産科婦人科学会総会・学術講演会時に開催する。

4) 母子保健等関係団体

母子保健推進会議、日本母性衛生学会、日本周産期・新生児医学会、日本小児科学会、日本小児科医会、日本小児保健協会、日本看護協会、日本助産師会、日本精神神経学会、日本精神科病院協会、日本精神神経科診療所協会等関係諸団体との協調を図り、わが国の母子保健の向上に努める。また、日本家族計画協会、ジョイセフ等と連携し、家族計画活動の推進に努める。

日本薬剤師会、日本病院薬剤師会、JACDS勤務薬剤師会、日本女性薬剤師会等と協調を図る。

(4) 関係省庁等への対応

本会事業の円滑化を図るため、厚生労働省等関係省庁等と緊密な連携を図る。

4. 出版統計関連

各部会が発行している出版物やアンケート調査等を把握する。

5. その他

将来の会員数減少に備えて、医会のあり方を検討する。

B. 医会報編集部会

本会機関誌である医会報は、9月を除いて毎月会員に直接届けられている。インターネット、スマホの時代にあつて、紙媒体は時代遅れであるという意見もあるが、直接手元に届くという特性はこの時代にあつても貴重なものである。月に一度、医会報を手にとった時に、様々な情報の中から一つでも新しいものを見つけていただけたら、日本の産婦人科医療の現在の問題に思いを馳せていただけたら、あるいは医会の活動の中から何かのヒントを発見していただけたら、こんなに嬉しいことはない。

本年度も、会員の皆様の手元に直接届く医会報の発行を続けていく。これまでと同様に広く視野を内外に向けて、他部会、地域医会や関連団体、中央省庁などからの積極的な情報収集に努め、本会の活動や産婦人科関連の重要情報を分かりやすく正確に掲載していく。

本年度の諸事業は以下のとおりである。

1. 日産婦医会報の発行

毎月1回発行（8、9月は合併号）し、全会員並びに関係各方面に送付する。

(1) 編集方針

- 1) 本会の方針をはじめ、各部の行う事業・活動を会員に理解しやすい形で伝える。
- 2) 産婦人科に関係する情報を分析、評価、選別し、会員に役立つ情報を極力タイムリーに伝える。
- 3) 常に時代に即した誌面の刷新を図る。各世代にわたって読みやすい情報誌であるよう努める。
- 4) 各都道府県産婦人科医会の広報担当者や会員に投稿を求め、幅広く全国会員の声を反映するよう努める。
- 5) 医会報保存用ファイルを作成する。
- 6) 12月号に、その年の掲載主要記事の題目一覧を添付する。
- 7) デジタル化保存する。
- 8) 非会員の若手産婦人科医（日産婦学会入会時の医師、専門医資格取得時の専門医など）に対して本会医会報の周知を図る。

(2) 内容

- 1) 会長見解、本会諸会議の報告、副会長・常務理事の見解他
- 2) 産婦人科診療上の諸問題、医政・医療行政に関する本会見解
- 3) 医政、医療行政、医療統計に関するニュースと解説
- 4) 医事紛争の実態と対策「シリーズ・医事紛争」（医療安全部会に依頼）
- 5) 医業経営上の諸問題「医療と医業」（医業推進部会に依頼）
- 6) 生涯研修に有用な学術記事を掲載「学術」（研修部会に依頼）
- 7) 医療保険運用の解説「社保の頁」等（医療保険部会に依頼）：特に本年は診療報酬点数改定年度にあたるため、各項目にわたり新設・改定事項を中心に解説
- 8) 各都道府県産婦人科医会の活動状況の紹介「新しい都道府県の代表紹介」「地域からの声」など、各地域の情報を掲載
- 9) 学術雑誌、新刊の紹介「学海メモ」「新刊紹介」「産婦人科雑誌紹介」

- 10) 会員よりの意見の紹介「会員の広場」
- 11) 診療に有用な新製品、情報、語句の解説「情報アラカルト」「マメ知識」
- 12) 随筆・意見「コーヒブレイク」(編集委員等)
- 13) 会員が知っていてよい新聞記事の要約「新聞切抜帳」(編集委員担当)
- 14) 新入会員の氏名および所属する都道府県を掲載
- 15) 「AIシリーズ」「リレー研修日誌」、「忘れられない症例」、「私の失敗談」などのシリーズものを不定期に掲載する。

(3) 特記事項

- 1) 必要に応じて日産婦医会報頁数を4頁単位で増減、表紙頁が4色の特別号を発行(通常号は2色)、写真を多く掲載。
 - 2) 日本産婦人科医会学術集会特集号は担当地域と相談の上発行。
 - 3) 早急に会員へ伝達するべき時は、号外を差し込み頁の形で発行。
 - 4) 1面にその時々のトピックをもってくるなど、誌面構成にインパクトをつける。
 - 5) IT関係部門との連携を図り、電子メディア(インターネット)との交流を図る。医会ホームページ掲載の重要記事の題目を日産婦医会報で紹介する。
 - 6) 時宜に応じて、日産婦医会と日産婦学会の双方が新会長や新理事長の就任をみた場合、両者の会見を企画し、意見交換の記事を掲載する。
 - 7) 産婦人科関連団体、特に日本産科婦人科学会関連情報については、本会会員にとっても重要であるものを掲載し、周知徹底を図る。
 - 8) 時々のトピックについて、随時会員から「原稿募集」し、「特集」欄の形で掲載する。
 - 9) その時々の産婦人科関連トピックについて、当該分野の何人かの識者(会員、非会員ゲストを含む)で語り合う討論形式の企画をし、内容を掲載する。
- 10) 役員などの名簿を発行する。
- 11) 医会報合本(令和元年～令和2年)を作製する。
- 12) 日産婦医会報の内容について、必要なものは会長が最終校正を行う。

2. 委員会

医会報編集委員会を存置する。

C. 情報技術（IT）部会

インターネットの普及に始まったIT技術の発達、すなわちIT革命は、業務の効率化だけでなく、生活や働き方などドラマチックな変革をもたらしている。新しいデジタルサービスにより、既存の社会の仕組みは軒並み破壊的な変化を強いられている。デジタルトランスフォーメーションは、医療の世界においても今後加速していくことは不可避である。そこで、ITリテラシーの啓発やIT戦略の企画・立案と確実な履行までのITガバナンスの醸成を図ることで、本会が会員とともにこの社会的大変革に適切に対応してくために、広報部会（IT関係）を令和2年度より情報技術（IT）部会と改名する。

本部会は従来の紙媒体から、ホームページ（HP）と記者懇談会、映像などを活用し、戦略的に施策を進めていく。また、フェイスブックやツイッターなどのSNSを利用して、会員、国民等との「双方向」コミュニケーションツールとして「何が、どう伝わっているか」を感知しながら、社会に、本会の事業や活動、運営方針、今後の展望などを分かりやすく伝えることで、公益法人としての本会の信頼度を高めることを目指す。具体的には会員・国民へのお知らせ、学術集会などの研修、動画配信など会員に資する情報を機動的に発信すると共に、各都道府県産婦人科医会、会員個々との密な連携を図ることで、本会会長の目指す施策の理解を醸成できるよう活動する。さらに、携帯電話・スマートフォンの普及やHPの利用率増加を生かして、緊急時・災害時や重要事項を、本会から多くの会員に、効率よく情報伝達できるように、緊急速報メールなどの運用体制の整備を検討していく。

ホームページはアクセス数、登録会員数とも旧ホームページに比し飛躍的に上昇したが、刷新後2年を経過しおおむね安定した。本年度も現在の閲覧者に新たなエクスペリエンスを提供続けるだけでなく、現在の会員でICTに親和性の弱い層が利用できるサービスの創出を図る。さらに遠隔医療プロジェクト委員会のオンライン診療やIoT機器を用いた診療の実証研究と連携し、会員のICTスキルとリテラシーの向上、会務へのICTプラットフォーム導入や災害対策へのHP活用を図るなどの取り組みを行っていく。

本年度の諸事業は以下のとおりである。

1. ホームページの管理と運用

HPリニューアル後は閲覧内容のモニタリングと分析を行うことで、アクセスの多い記事を抽出し資源投入の選択と集中を行っている。今後は非会員である産婦人科医の入会推進を一層推し進めるとともに、会員のアカウント登録をさらに増加させ、会員および一般への情報発信を推し進め情報サービスの強化を行っていく。フレッシュで魅力あるHPの維持のため、継続的にリビジョンとコンテンツの刷新を進め利便性と発信力のあるHPを維持する。

- (1) HPを中心にインターネット経由での本会情報を利用する会員数を増加させるべく、スマホ対応も含めたWebでの継続的な情報提供、さらに今までの本会の事業内容、従来の一般国民に向けたWebの役割に加えて、会員の利便性向上、生涯研修向けのコンテンツの充実、医業関連情報の提供を行う。会員向けと一般向けのコンテンツを整理し、それぞれのユーザーの利用目的に合致した情報提供を行う。

- (2) メールマガジンやFacebookなどのソーシャルメディアを利用し、HPの更新情報のさらなるアクセシビリティ向上を図る。
- (3) 会員については、ID/PASSWORD管理を利用し、よりセキュリティ向上を図るとともに、本会ホームページへのニーズをリアルタイムに把握し、ニーズに即したコンテンツを提供する。会員ID登録者増加を図るため、多様な会員個々に対応したコンテンツ提供も視野においた開発を検討する。
- (4) 日産婦医会報や研修ノートをはじめとする既存の本会の情報資産を、有効活用できるよう利便性の高い情報システムを構築し、会員の情報収集、研修への活用を図る。研修ノートはその利用を推進するため、HPサイト構築を変更し、一定期間をすぎたものは一般にも公開し本会活動を広報する。
- (5) シリーズで掲載する内容は自動更新、配信の仕組みを整備する。また定期的なコンテンツの更新についてマネージメントを行う。
- (6) 研修記事や配信動画での学習と本会研修記録や母体保護法研修会との連動を検討する。将来的にはeラーニングとして評価されうるよう、日本産科婦人科学会、e医学会との連携を目指して検討を行う。
- (7) Facebook、ツイッターなどソーシャルメディアの活用や連携を進めることで利便性をさらに向上させ、会員、非会員とも、若い年代もターゲットに本会について浸透を図る。情報発信に際しては、公益性、安全性に配慮する。
- (8) 会長や各都道府県産婦人科医会からのビデオメッセージや学術集会、性教育指導セミナー全国大会、母と子のメンタルヘルスフォーラム等における講演のビデオ配信を推進し、会員への情報提供、研修機会の充実を図る。
- (9) 会員向け研修については、研修部会を中心に各部会と連携し、担当常務理事、幹事を中心とした、周産期、腫瘍、生殖、女性ヘルスケアなどの冠講座を新たな教育コンテンツとして開発、随時提供する。
- (10) 日産婦医会報、なかでも医療保険Q&Aや医事紛争対策などを医療保険部会、医療安全部会と連携し、医業コンテンツの開発を進め、随時提供する。
- (11) 令和元年度に統一した形式で都道府県産婦人科医会のページを完成した。本年度は現在HPの活用ができていない都道府県の支援を進め本会と47都道府県産婦人科医会との「双方向」コミュニケーションツールとして、連携向上を進める。
- (12) 産婦人科医の背景変化による出産・育児や介護などによる雇用就業対策の一つとして、離職防止、復帰に向けた研修、再就職へのリクルートサイトを整備する。
- (13) 最新の情報通信技術（ビッグデータ、AI、IOT等）により本会の情報ネットワークを利用したシステム構築を検討する。さらに会員を守るためのITリテラシーの啓発や、ITガバナンスの醸成を進めていく。
- (14) 人的資源の効率的利用のためアウトソーシングや広告掲載による実質的なコスト削減を図る。
- (15) モバイルヘルス事業やリクルート事業を推進する。
- (16) PubmedやCDC、ACOGなどとのリンクにより、会員が直接global standardにアクセスできる環境を整える。
- (17) 役員などの名簿をホームページ上に掲載する。
- (18) コンテンツの有効利用と発信力のシナジー効果をえられるよう日産婦医会報との連動、連携を図る。

- (19) 遠隔医療PTと連携して、遠隔診療の研修会の配信など行い、遠隔診療の啓発や情報提供を行う。また、会員のICT技術への対応（キャッシュレス対応）などの支援の仕組みを検討する。
- (20) スケジューラー機能の充実を行い、本会の活動の可視化や議事録等の情報管理、保存、共有を行う。
- (21) 昨年行った広告、AdSenseをさらに推し進める。
- (22) 緊急時の情報通信のあり方とHPなどを利用したリアルタイム性の高い情報発信の仕組みを検討し、進めていく。

2. 記者懇談会の開催

記者懇談会は12年にわたり、継続して、日本記者クラブにおいて開催されている。さらなる発展を目指して参加する報道メディアを拡大し、適切なテーマを選択していく必要がある。対象となるテーマのマンネリ化を避けて、タイムリーに会員のみならず国民にとって重要な話題を提供する。記者懇談会の運営に際しては、メディアが記事や番組で取り上げやすい形式で情報発信を企画し、本会の活動が社会に広く理解され、メディアとの信頼関係をさらに構築するように努める。平成29年度後半に開始した動画配信により、懇談会に参加しない会員も本会の活動としての記者懇談会の内容を閲覧可能となった。興味深いテーマが多く、引き続きその周知、拡大、利用促進に努める。さらにたくさんのメディアが参加できるように「双方向」コミュニケーションツールを利用し、ビデオ（Web）での参加を可能にする。

- (1) 原則として報道関係者を対象に月1回開催する。
- (2) 記者懇談会開催3カ月前にテーマを決定する。
- (3) テーマは、情報技術（IT）委員会から発信し、幹事会と協働し、常務理事会で決定する。
- (4) 従前より取り扱ったテーマとともに、時事的にタイムリーな内容を加え、本会の中長期の戦略に沿った企画を取り上げる。また記者側からの要望を考慮する。
- (5) 多くのメディアと幹事や役員が参加できるように、ビデオ（Web）で参加できる仕組みを構築し、会場では、参加者が、より自由な発言ができるようコンパクトな運営を行う。
- (5) 発表担当者は幹事を中心にして、若手人材の登用に主眼を置く。
- (6) 記者懇談会を行った事項について目標とする成果を設定して、本会や会員の利益および対外的な評価を検討する。
- (7) テレビ、新聞、産婦人科関連月刊誌、医事新報、商業誌編集担当者などを中心に、参加者の拡大を検討する。
- (8) 小委員会を開催し、記者懇談会の内容がマスコミ報道等に及ぼした効果を検討し、年間計画や記者懇談会のあり方やテーマなどを定期的に議論する。
- (9) HPで発信する重要なニュースは、記者懇談会に登録したメディア宛てにも発信し、平時よりタイムリーな話題提供を行う。
- (10) 記者懇談会のホームページでの閲覧を増やして、会員が最新テーマを理解して、診療および対外的な活動に利用することを促進する。

3. 委員会

IT時代への適応と業務過多解消のため情報技術（IT）委員会では、おおむね3カ月に一回の集合会議、記者懇談会については年2回程度の小委員会（集合会議）を開催し、他、昨年度に導入したビデオ会議（Web会議）を、年間11回開催する。事務局、委員の負担、コスト軽減を図りながら、機動的かつ効率的な委員会運営を行う。

遠隔医療プロジェクト委員会では、医師の偏在化に伴う医療過疎地域の拡大は大きな社会的問題となっており、特に産科診療においてはこの問題の解決は喫緊の課題である。

オンラインによる遠隔医療の導入により、これら医療過疎地域に居住する妊産婦が通院する負担の軽減につながり、また在宅での24時間管理が可能となれば母児の異常の早期診断を補助し、治療方針の立案も容易になり、母体搬送もスムーズとなり、重篤化する前に対応できることから、搬送先の医師にも有用な体制となる。

一方、産科医師にとっても、遠隔医療の導入により、診断・管理支援による働き方改革に対応したメディカルスタッフの労務負担軽減効果が期待される。

対策としては近隣の無床クリニックと遠方の出産病院で妊娠管理を効率的に分担し、増加しているハイリスク妊娠についても一定のレベルまでは安全を担保して居住地で管理できる仕組みが必要である。その一つの手段として妊婦健診や母体胎児管理にインターネットを利用した遠隔医療（オンライン診療を含む。以下同じ）が候補となる。産科における遠隔医療を実施する際のポイントは、妊婦健診のための移動回数の減少、臨月における入院時期の見極め、そして母体胎児をいかに遠隔で正確にモニタリングするかなどと考えられる。遠隔医療の科学的根拠に関する検討および実証研究を開始するとともに、妊婦や胎児に特化したモニタリングを進め、全国的に産婦人科領域への遠隔医療の普及をすすめる。

平成30年度から活動を開始した遠隔医療プロジェクト委員会は、IT機器を用いた妊産婦の家庭血圧やCTGのモニタリングとサンプリングを中心とした実証研究を企画し具体化を進め、実際に研究がスタートできる段階となった。令和2年度は本会、地域が連携しながら実証研究へのサポートを展開することで、本会としての独自性と研究への付加価値を生み出し、最終的にはこの成果をもとに保険収載を目指す。会員のIT親和性の向上やオンライン診療への対応なども情報技術（IT）委員会と連携して行う。

本年度の諸事業は以下のとおりである。

- (1) 昨年度計画を進めた①家庭血圧測定による妊娠中の血圧の経時的基準値作成や在宅測定値を利用した妊婦管理（D to P）②CTGによる遠隔胎児心拍数モニタリングの多施設ネットワーク内共有や救急搬送中のiCTG装着による予後向上への取り組み（D to D）③在宅iCTGでの胎児健常性評価（D to P）、の3つの実証研究の研究開始、遂行を本会が協力、サポートしていく。さらに、これらのデータに母体情報をとり入れ、妊婦健診を含む妊娠管理情報のデジタル共有化や標準化、医師不足地域の医療を支援する医師の負担軽減の仕組みについても検討する。
- (2) 妊産婦に有用であることに加え、救急搬送時の情報伝達や健診情報の共有など臨床現場でも有益である電子母子健康手帳などの開発導入を実証研

- 究の成果を取り入れながら進める。
- (3) 今後拡大不可避であるオンライン診療の会員への浸透を図るとともにより有効な活用法の創出のため委員会を設置し、日本医師会とも連携を図りながら検討を進める。
- 委員会はプロジェクトの進行にあわせて、年数回適宜行う。

D. 法制・倫理部会

1. 母体保護法等の適正なる運用のための会員指導
母体保護法等の内容、運用上の問題点について、会員等の関係者からの問い合わせに対して、識者や関連当局の意見を聴取しながら本会の見解を明らかにする。またその内容について会員への周知を図る。
2. 産婦人科関連法規についての関係当局との折衝
母体保護法をはじめ、産婦人科業務に関連する医療法規や労働法規の解釈・運用等について厚生労働省等関係省庁と折衝を図る。
3. 母体保護法指定医師関連の諸調査
母体保護法指定医師の現況把握のために、必要に応じて調査・分析を行う。
4. 母体保護法に関する啓発活動
日本医師会をはじめ関連諸団体等と母体保護法の問題点を討議し、本法に関する国民の理解が深まるよう啓発活動を行う。
5. 各都道府県産婦人科医会等での研修会への協力
研修会の開催にあたって、必要な場合は日本医師会と連携しつつ講師の推薦や資料提供等について協力する。
6. 母体保護法の課題に関する検討
母体保護法の抱える課題や問題点について引き続き検討を行い、必要に応じて見解をまとめる。
7. 医学的な倫理問題への対応
日本産科婦人科学会および同学会倫理委員会と密接に連携・協議し、万全なる対応を図る。
8. 日常の診療にかかわる法規についても、法曹関係者や関連当局の見解を確認し、会員への適切な情報発信を行い、その知見の共有を図る。
9. 委員会
 - (1) 本会に関わる法制問題等を検討するため、法制委員会を存置する。
 - (2) 本会が関与する臨床研究等のための倫理委員会を存置する。

E. 経理部会

1. 公益目的事業活動の推進

近年、高齢化に伴う会費免除会員・会費減免会員の増加で、正会員から減免会員への移行が予想される。また、20～30歳代の会員の微増は見込まれるものの、全体として正会員数の増加が期待できない現状を踏まえ、会費減収を想定した対応を検討する。

また、事業の仕分けや事務所費等固定費用の削減など、収入減に応じた業務執行のあり方を考慮しつつ、各事業部と連携を図り、公益社団法人として効率的かつ適正な公益目的事業活動を推進する。

2. 経理部会の開催

均衡の取れた効率的かつ効果的な収支予算案を作成し、その執行状況等については、必要に応じ経理部会を開催し確認する。

3. 会計経理業務の管理

「経理規程」を遵守し、各部会の多岐にわたる事業執行に支障なく適正な会計経理業務を行う。また、会計処理に関しては随時、監事および公認会計士による指導・監査を受けることとする。

Ⅱ．学術部

A．先天異常部会

先天異常部会の役割は、先天異常に関する情報の学術的検討と啓発、および環境に存在する先天異常発生の要因の調査分析にかかわる事業を推進することである。先天異常にかかわる保健・福祉の推進のための調査を検討し、母児の支援も合わせた情報発信を行っている。また、サリドマイド薬禍を契機に本会に発足した本邦唯一の先天異常モニタリング事業は、国際先天異常監視研究機構（ICBDSR）（WHO関連機構）加盟機関として母児の健康をまもっている。さらに、新生児の先天代謝異常のスクリーニングも、本部会をその濫觴として、子どもたちの健康に貢献している。これらの基本的役割に加えて、福島県原発事故や風疹、麻疹、インフルエンザ他の母児にかかわる感染症、あたらしい出生前診断等の昨今の諸問題に関する情報の分析および具体的な広報・啓発により一層の取り組みを行う。

1．先天異常モニタリングの拡充

（1）外表奇形等調査・分析の継続

- 1）昭和47（1972）年より開始した「全国外表奇形等調査」を日母おぎゃー献金基金からの援助を得て継続している。毎年、わが国の奇形発生状況の把握および分析を四半期毎に行う。調査結果はICBDSRに報告し国際的に協力する。
- 2）福島県産婦人科医会の協力のもとに福島県内の全分娩施設を対象として調査を行い、また福島県県民健康調査とも共同して、原発事故による影響の有無を長期にわたり監視していく。そこで得られた知見を社会に還元し、放射線に関する不適切な認識の是正と、同地区住民の無用な不安の軽減に努める。適切な情報発信は震災被災地の復興にも寄与すると考えられる。
- 3）公立大学法人横浜市立大学との連携のもと、横浜市立大学附属市民総合医療センター内に設置されているクリアリングハウス国際モニタリングセンター日本支部に調査結果の「まとめ」を依頼し、統計学的、疫学的な分析を加え、「年次外表奇形等統計調査結果」を作成し、協力機関等に配布している。令和2年度においても同様の対応とする。
- 4）本調査・分析で得られたわが国の外表奇形等の推移、現状や、その問題点、また母児の健康をまもる必要性から先天異常モニタリングの継続の重要性についての広報活動を行う。日本産婦人科医会の協力モニタリング医療機関330施設からの回答数に減少傾向、また偏りが見られるため、母データのバイアスや偏在が懸念される。あらためて一般産科医療機関の登録の依頼を行い登録施設の増加を目指す。
- 5）昭和60年度以降行っている胎児異常診断のアンケート調査を継続する。

2．タンデムマススクリーニングの普及とその実態調査（隔年実施）

約20種の先天代謝異常症のスクリーニングを行うタンデムマス・スクリーニング法は、現在は全国すべての新生児が受けられる態勢となった。スクリーニングが確実に行われることにより、早期診断・早期治療に結びつくことが期待

される。しかし、その連携体制の周知は十分なものとは言えず、また機器やランニングコスト、検査陽性例の対応など、運用実施上の課題を検討する必要もある。また、導入後の有効性についても検討を行っていく。

また、近年新たなスクリーニング対象疾患に対する取り組みも活発化しており、産婦人科医会として動向を注視する必要がある。

3. 新生児聴覚スクリーニングの普及推進

平成28年3月29日厚生労働省母子保健課長名で通知が出された新生児聴覚検査の実施推奨の通知を踏まえ、全出生児への検査の実施を推進するとともに、さらなる公費負担実現にむけて、母子保健部会と共同で国へ働きかける。

4. “風疹ゼロ”プロジェクトの推進

—先天性風疹症候群の予防のためのワクチン接種推進活動—

2012～2013年に発生した風疹流行により、2014年までに先天性風疹症候群（CRS）が45例発生した。10年前からの対策がまだまだ十分でなく、再び流行の兆しがある中で政府の令和2年風疹排除目標に向けて本会を挙げて実施する“風疹ゼロ”プロジェクトの推進啓発活動を行う。

- (1) 風疹の流行状況とCRSの発生を把握するとともにホームページや医会報を活用して会員および妊婦、社会への啓発を行う。
- (2) 風疹を日本から排除するために実効性のあるワクチン接種施策等について関係各機関と協議、検討し、本会の掲げる“風疹ゼロ”プロジェクトの推進、実施工動をする。

5. 出生前診断の影響、課題の検討

- (1) NIPTの進捗状況、課題点を把握し、地域別の登録施設の充足状況を調査する。またNIPTにおける検査の応用、発展状況の把握とともにその意義について情報発信する。
- (2) 厚生労働研究班の進捗の把握
遺伝カウンセリング体制、認定遺伝カウンセラーの充足状況、厚生労働省の出生前診断への関与について状況を把握する。
- (3) 現況・課題の検討（即時的対応を要する課題を含めて）
妊婦健診と胎児超音波検査について、着床前スクリーニングの現況と課題、出生前診断にマイクロアレイ検査を用いることなど、昨今の出生前診断に関わる問題点について検討する。

6. 葉酸摂取などをはじめとして、将来の母児に影響を及ぼしうる各種の要因についての啓発周知への取り組み

妊娠可能な年齢の女性に対する葉酸摂取に係る適切な情報提供の推進について、ホームページやパンフレット等の方策を続けて検討する。また成育基本法の施行に伴い、児に異常、影響を及ぼしうる各種の要因（葉酸を含む栄養摂取、体重管理、喫煙、飲酒、母体疾患、服用薬剤、感染症、メンタルヘルス、既往分娩、前児情報等）を包括的に扱うプレコンセンプション外来の検討も行う。

7. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するため、先天異常委員会を存置する。

B. 研修部会

研修部会は、医学・医療の進歩への素早い対応と、医療事故防止の観点から安全な医療の追求を目的として、全会員に最新の医学・医療情報を提供していくことを目標とする。本年度も様々な情報提供手段を駆使して、的確かつ迅速に効率のよい研修方法を供給していくことを念頭に事業を展開、推進する。

具体的な事業は、研修資料（研修ノート、研修ニュース）の作成、最新医療の紹介（医会報学術欄）、DVDを用いた資料の提供、医会ホームページを用いた迅速な情報提供や医会 e ラーニング導入への協力のほか、若者向けにスマートフォンを用いた資料提供も行っている。

また、日本産科婦人科学会学術講演会、日本産科婦人科医会学術集会の生涯教育プログラムにおける企画、協力、並びに資料作成、産婦人科診療ガイドライン作成への協力等を本年度も引き続き行っていく。

令和 2 年度は以下の事業を行う。

1. 研修資料の作成

(1) 令和 2 年度研修テーマ

令和 2 年度の研修テーマについて、研修ノート No.105・106 を作成する。

今回も最近のトピックやフローチャート、図表、写真など多用して「目で見て理解できる」ように構成を考え、早期発刊にむけて努力する。

また、医会ホームページの会員専用ページに掲載および収録形式の検討およびスマホでも見やすい収録の方法も検討する。

研修ノートは、冊子を全会員に配布し、医会でも保管する。

また、作成された研修資料に関しては今後医会会員以外の医師にも有料で販売し、活用していただけるような販路を検討する。

1) 「女性のがんサポーターケア」(No. 105)

執筆者：分担執筆者 30 名

2) 「思春期のケア」(No. 106)

執筆者：分担執筆者 18 名

(2) 令和 3 年度研修テーマ

研修ノートの原稿執筆を従来よりも早めに依頼し、研修ノートの早期発刊をめざす。産婦人科医として知っておくべきエビデンスや新知見を考慮に入れ、写真や図を多用した構成とする。

1) 「周産期医療における災害時対応」(No. 107)

執筆者：未定

2) 「裁判事例から学ぶ」(No. 108)

執筆者：未定

2. 令和 4 年年度研修テーマの選定

令和 4 年度の研修目標を定めて、それに沿ったテーマを選定する。

3. 生涯研修機会の充実に関する検討

会員のニーズ、研修の内容、研修の利便性（参加や研修のしやすさ）を生涯研修における 3 要素と意義づけ、それらを念頭においた研修の充実を図る。本

年度も「研修スタイル」に焦点をあてた新たな企画や資料のデジタル化を検討し、広い観点から研修テーマや研修資料などを構築する。

具体的な活動計画として、

- (1) 第72回日本産科婦人科学会学術講演会へ参画・協力し、「生涯研修プログラム」の一環として、「周産期の医療安全への取り組みと改善」および「無痛分娩における安全管理体制の構築のために」に関する講演を企画する。
なお、今回もハンズオンセミナーとして「児頭の位置を正確に評価するためには？～鉗子遂娩術シミュレーション講習～」を昨年度同様に講演の企画をする。
また、第73回日本産科婦人科学会学術講演会「生涯研修プログラム」へ参画・協力の準備を行う。
なお、医会・学会共同プログラムである「生涯研修プログラム」の重要性を医会会員以外への広報を考慮して、本年度も医会紹介パンフレットを同封にて配布することを検討する。
- (2) 研修ノートの電子書籍化を継続する。
- (3) 医会ホームページに研修関連のコンテンツを継続する。
- (4) 日本産婦人科医会学術集会や生涯研修会等の企画や研修資料の作成に協力し、会員の効率的な生涯教育に資する。
- (5) 本部会の刊行物としては、研修ノート、研修ニュース、日産婦医会報学術欄等があるが、本年度も将来を見据えたこれらのデジタル化保存を継続する。会員の生涯研修のため、eラーニングシステム運用に合わせてオリジナル教材を作成する。適時他の部署との委員会を開催してテーマを協議する。また、専門医取得のための単位として活用できるよう、講習時間や内容についても検討する。

4. 学術研修情報の提供

- (1) 「研修ニュース」の発刊
研修ノートではup-to-dateな問題には即応しきれないため、本年度も「研修ニュース」を適宜発行し、重要な新しい情報の提供や必要事項の周知などを行う。
- (2) 日産婦医会報「学術」欄への協力
会員へ時宜を得た新しい学術情報の提供を図る観点から、本部会にて企画・検討した学術研修情報を、医会報編集部会はじめ関連各部の協力を得て、日産婦医会報「学術」欄に掲載する。
- (3) 「小冊子」の監修・委託・発行
日常の診療現場で役立つよう、研修ノートの内容などを患者向けに手直しした小冊子の監修、改定を行うとともに、販売を委託し、発刊する。

5. 「産婦人科診療ガイドライン産科編・婦人科外来編2023」の発刊に協力

- (1) 「産婦人科診療ガイドライン産科編・婦人科外来編2023」の作成に向けて、日産婦学会と協力して、新規Q&A項目の追加・内容の見直しなどを継続して行う。
- (2) ガイドラインの広報に努める。

6. 日本専門医機構更新申請のための支援体制の充実

日本産婦人科医会会員が日本専門医機構の更新を、安心して容易に申請するためのマニュアルの整備並びに手引書を医会ホームページに継続して掲載するとともに、各都道府県産婦人科医会との連携を強化する。

○ 7. 自然および人工流産手術実態のアンケート調査について

全国の母体保護法指定施設を対象に自然および人工流産手術の実態調査を行い、実際に行われている手技とその安全性を検証する。

8. 委員会

上記事業を円滑に遂行するため、引き続き研修委員会を存置する。

Ⅲ. 医療部

A. 医療安全部会

偶発事例報告事業、妊産婦死亡報告事業、産科医療補償制度の原因分析報告などから得られた問題点を整理し、再発防止に向けて積極的に情報発信することで、より安全な産婦人科医療提供体制の構築を目指して活動する。

さらに、本年度は医療安全に向けた会員支援の実施体制を整備する。具体的には、産科医療補償制度などとも連携して、支援要請のあった会員や会員施設に対しての支援を行うことで、産婦人科医療のより安全な提供体制を確保・維持にむけて取り組む。

医療安全部会の主な事業

- ・会員支援
- ・妊産婦死亡報告事業
- ・偶発事例報告事業
- ・母体安全への提言
- ・母体救命法普及運営事業
- ・医療安全への方策（各種調査、マスコミ対応等）

1. 医療安全対策

(1) 母体救命法普及運営事業としての全国での研修会の開催支援

母体救命法普及運営事業として日本母体救命システム普及協議会（J-CIMELS）で定めたプログラムを用いた研修会の開催を通じて全国での母体救命法の普及を推進するとともに、受講者の認定・更新などの業務を行う。

また、研修プログラムの更新などの学術活動をJ-CIMELSに委託して検討することで最新の母体救命法を開発・改定し、その普及に貢献する。

さらに、研修会の開催管理や受講者、インストラクターなどの名簿管理を行うコンピューターシステムを構築することで、事務作業の負担軽減を図る。

(2) 日本母体救命システム普及協議会（J-CIMELS）の活動支援

J-CIMELS設立7団体の一翼を担う立場から、J-CIMELSに委員を派遣し、各委員会での妊産婦の救命に関連する学術活動に協力・支援する。

(3) 無痛分娩関係学会・団体連絡協議会（JALA）の活動支援

JALA設立団体の一翼を担う立場から、協議会に委員を派遣し、各委員会でも無痛分娩の安全性確保に向けての活動を支援する。

(4) 事例収集および解析事業

偶発事例報告事業、および妊産婦死亡報告事業を継続し、その充実、定着、並びに報告データの活用を図る。また、偶発事例報告事業の中から、妊産婦死亡ニアミス事例報告事業を独立させ、更なる妊産婦死亡の削減と母体安全の向上に向けて取り組む。

1) 偶発事例報告事業：令和元年の事例を集計するとともに、報告事例について分類した上で原因ごとに分析・検討を行い、再発防止のために問題点を抽出して発信する。

2) 妊産婦死亡報告事業：妊産婦死亡事例情報を引き続き収集し、妊産婦死亡症例検討委員会（池田委員長）と協働して一例ずつ事例検討を行い、再発

防止のために問題点を抽出し、提言として発出する。なお、妊産婦死亡症例検討評価委員会は本会と厚労科研研究費（池田班）との協力のもとで開催する。

- 3) 妊産婦死亡ニアミス事例報告事業：偶発事例報告の対象のうち、以下の状態、疾患による母体急変を救命し得た事例について報告を行う事業。救命事例から見た事例管理を評価することで、各疾患発生時の適切な管理法について解析し、妊産婦死亡の更なる削減と母体安全の向上に向けた情報発信を行う。

- ・産科危機的出血による心停止
- ・脳出血
- ・肺血栓塞栓症
- ・羊水塞栓症
- ・敗血症（劇症型A群溶連菌感染症を含む）

- (5) 医療安全に向けての会員支援

医療安全に向けた会員支援の実施体制を整備する。具体的には、産科医療補償制度などとの連携も強化して、支援要請のあった会員や会員施設に対しての支援を行うことで、産婦人科医療のより安全な提供体制を確保・維持にむけて取り組む。なお、会員支援は、個人の責任追及を目的とするものではなく、再発防止を図り、医療安全を確保することを目的に実施される。また、会員支援は各都道府県産婦人科医会との連携の下に行い、支援後の評価・検証を行う。

昨今の事情を鑑み、刑事事件化の防止のための支援にも取り組む。

- (6) 医療安全に向けた情報発信

- 1) 胎児心拍数陣痛図の評価法と対応の周知

周産期の現場で活用されているポケットサイズの冊子を引き続き有料頒布する。

- 2) 母体安全への提言

妊産婦死亡報告事業で抽出された問題点を整理し、再発予防のための提言を発刊し、周知を図る。

- 3) 偶発事例報告事業から抽出された問題点についての情報発信

偶発事例報告事業で抽出された問題点を整理し、再発防止のための提言を医会報「シリーズ医事紛争」を通し発信し、周知を図る。

- 4) 脳性麻痺防止に向けた広報活動

脳性麻痺事例の再発防止に繋がる適正な情報の広報活動などを日産婦学会、日本医療機能評価機構と協力して行う。

- 5) 日産婦医会報「シリーズ医事紛争」掲載

医会報編集部会、医療安全委員会委員等の協力を得て、掲載を継続する。

- 6) 関連情報の収集と情報提供

医療安全対策として収集した情報を分析、検討して、会員に情報を提供する。医療事故防止に向けて、必要な資料を適宜作成し、各都道府県医会および会員に提供する。

- (7) 輸血用血液の廃棄量削減と有効利用への提言

健やか親子21（第2次）では、10年後の妊産婦死亡率の数値目標を2.8（現在の3割減）としている。妊産婦死亡の原因の第一位が産科危機的出血であ

り、母体を救命するためには、早期の輸血用血液の確保と適確迅速な輸血が必要である。しかしながら、出血は予測不能であり、妊産婦救命のためには血液を十分に備える必要があるが、備蓄は廃棄量の増加に繋がるために、厚生労働省からは廃棄量削減の努力が求められている。産科医療の特性について理解を求めた上で、輸血用血液の廃棄量削減並びに有効利用についての提言を行う。

2. 医療安全に関わる事業推進について

(1) 第29回全国医療安全担当者連絡会の開催

令和1年分の偶発事例報告集計結果、妊産婦死亡事例の集計状況・結果、産科医療補償制度の運用状況など、時事にあったテーマを全国の担当者と共有し、産婦人科医療の安全性の向上にむけての情報共有を行う。

(2) 産科医療補償制度の状況把握

産科医療補償制度に対する会員の理解を維持するため、見直しを含めた制度の状況について各都道府県産婦人科医会と会員に報告する。

(3) 喫緊の対応を要する課題（医療上の刑事訴訟、異状死届出、産科医療補償制度等）には、小委員会形式等で専門家も交えた機動的な対応を図る。

3. 医療事故調査制度への協力と会員への助言

(1) 医療事故調査制度に関し、会員への的確な助言を行う。

(2) 死産をはじめとする産婦人科関連死亡について、会員へ助言する。

(3) 報告のあった事例について検討し、フォローアップを行う。

4. 医事紛争対策

(1) 支援要請（医事紛争事例）への対応：各都道府県産婦人科医会で会員への支援システムを構築するように継続して要望するとともに支援する。また、要請に応じて、法律家も交えて各都道府県産婦人科医会担当者とともに当事者への医学的、法律的な支援を行う。

(2) 結審事例（判例情報）の収集：裁判所のホームページや有料の判例データベース、情報誌等の購読を通じて判例情報の収集を図る。結審となった産婦人科訴訟事例の概要と判決内容などを解説した日産婦医会報「シリーズ医事紛争」の執筆にも活用する。

5. 継続事業

以下の事業を継続し、関連団体等と連携した対外的働きかけや会員への情報提供（日産婦医会報等）に活用する。

(1) 羊水塞栓症の血清検査事業への協力（平成15年8月からの浜松医科大学協力事業）

6. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するため、医療安全委員会を存置する。また、母体救命法普及運営事業の実施のため母体救命法普及運営委員会を設置する。

B. 勤務医部会

元号が令和に変わり、本年度はその2年目に入る。新しい時代となり医師に関しては少し先送りになったが、政府が推し進めている働き方改革が現実となる年でもある。この働き方改革により医療界では新たな問題が出てきている。特に産婦人科においては、やっと新入医師が増加し現状の改善傾向が少し見えてきたこの時期に、働き方改革により分娩を扱う多くの病院は当直と労働時間に関して、国からの要求について大きな課題が課せられることになる。そして、当直そのものの捉え方を改めなければ今の勤務体制を維持することは困難で、やっと全国的に行われ始めた当直明けの勤務緩和制度も、根本から考え直さなければならない状態ではないだろうか。一方、十数年前と比べ超高齢化社会になり、勤務医師の定年も延長され、医師の老齢化、高齢医師の抱える老々介護などの問題も今後出てくるであろう。

勤務医部会では毎年分娩取扱い施設に対し、勤務医の就労環境についてのアンケート調査を行っており、わが国の勤務医の実態を調査分析して報告している。本年度もこの活動を継続し、現状の把握と改善の糸口を模索していきたい。同時に若手医師から就労環境、問題点などを直接聞き討論する勤務医懇話会、また、女性医師の現場の声を直接聞く女性医師懇話会などを行い、特に女性医師の勤務状況の改善に繋がる情報提供サービスの充実を図ってきた。本年度もこの情報提供を継続して行い、新たに「働き方改革」等の対策の参考資料として、勤務医の常勤先以外での当直や外勤体制、また、診療所における勤務医や非常勤医師の調査も始めたいと考える。

さらに、以前から行っている女性医師のキャリアアップについても検討を進め期待に込めていきたい。分娩を取扱う医師の現状の構成を考えると、女性医師の割合が半数を占め、若手では男性医師より多い状況において産休や育休明けの女性医師が活躍しなければ他の医師にかかる負担は増加し、その就労環境はさらに劣悪なものとなってしまふのは明らかである。また、あまり表面化していないが、医師の高齢化問題、介護家族を抱える医師等についても、各々の課題を浮き彫りにしていかなければならない。

新年度にあたり、勤務医部会では従来から行っていたアンケートによる全国調査を継続して行うとともに、あらゆる産婦人科勤務医の就労環境の改善に向けて提言していきたい。

上記のことを踏まえ、本年度の事業を以下のように計画する。

1. 産婦人科勤務医の待遇改善と女性医師の就労環境に関するアンケート調査

本年度も継続する。本調査は、全国規模の経年調査として唯一の分娩取扱い病院の産婦人科勤務環境の実態調査であり、産婦人科医師不足に起因する社会問題解決に向け必須の情報を提供する。産婦人科勤務医の待遇に関する調査は平成19年より開始し本年度で14回目、女性医師に関する調査は平成20年より開始し13回目となる。

本調査では1次施設から高次施設にわたる病院機能、男女医師数と分布、勤務環境（当直回数・在院時間）、妊娠・育児中の女性医師率と勤務状況、院内保育所等の女性医師勤務支援体制の経時的変化を追っている。さらに近年は、フリー医師、介護中の医師の勤務についても調査を行っている。

また、昨年、常勤先以外の施設（いわゆるバイト）における当直回数を初めて調査したところ、常勤先で算出された過労死認定基準超過の在院時間をさらに超える労働によって日本の医療が支えられている実態が明らかとなった。

医師の働き方改革に際して、現段階の勤務状況把握は必須である。働き方改革が医療の量・質の低下へと繋がらないよう、現状を踏まえた必要な具体的施策が提示されなければならない。本調査の結果については、本会の定例記者懇談会やその他のメディアを通じて情報を発信し、社会的施策の必要性につき継続的な注意喚起を行っていききたい。

2. 産婦人科勤務医支援対策

(1) 産婦人科勤務医の待遇改善と女性医師の就労環境に関するアンケート調査分析による支援対策の検討

経年的に行っている「産婦人科勤務医の待遇改善と女性医師の就労環境に関するアンケート調査」において、特に産婦人科女性医師の現状や課題について分析する。女性医師の継続的就労のみならず、会員施設における医師確保、安定的な地域医療供給を目指した支援策に向けて、アンケート項目についても検討し、より内容を充実させる。

○ (2) 様々な環境に対応した施策の検討

保育事情、家庭環境、風土などによって個々人の職場環境は異なっており、一律な支援策では対応は難しい可能性がある。そこで、昨年度は「働き方懇話会」を開催し、様々な環境で勤務する医師に話を聞き働き方の変化や今後の課題について検討を行った。その結果をもとに、様々な環境に応じた施策について検討する。

○ (3) 「診療所勤務など多様な働き方についての懇話会」の開催

女性医師の増加や働き方に関する考え方の変化などにより、働き方が多様化している。昨今では診療所に勤める勤務医の働き方にも注目が集まっている。具体的に診療所に勤める勤務医がどのような働き方をしているかを知る良い機会とするため「診療所勤務など多様な働き方についての懇話会」の開催を企画する。

○ (4) 働き方改革関連情報提供の充実

本会ホームページ内の「女性医師支援情報サイト」を発展させて、「働き方改革情報サイト」として、女性医師支援のみならず働き方改革全般に対応した情報提供を会員に行えるよう充実を図る。

(5) 関連団体との連携

厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会サステイナブル産婦人科医療体制確立委員会、各大学女性医師支援センターなどの関連団体と連携を進め、性別に関わらず能力を発揮して活躍できるための施策を提言し、働きかけていく。

3. 「勤務医ニュース (JAOG Information)」の発行

勤務医が必要とする様々な情報をはじめ待遇改善や女性医師支援に役立つ情報を提供することを目的とし、年2回発行する。

○ 4. 日本産婦人科医会学術集会開催ブロック勤務医懇話会

勤務医懇話会を日本産婦人科医会学術集会時に、開催ブロックの各産婦人科医会推薦者を対象とし開催する。懇話会の内容を「勤務医ニュース（JAOG Information）」に掲載する。

5. 委員会

勤務医部会の活動のため委員会を存置する。

C. 医業推進部会

医業推進部会は、産婦人科医業を行う上での様々な問題に対して、その問題点を抽出・検討し、その対応策について立案・提言を行い、会員に正確な情報を提供することを目的にしている。その目的を遂行するために、①無床診療所問題小委員会、②有床診療所問題小委員会の2つの小委員会を設ける。分娩数の減少のみならず、人口減少および高齢化率の上昇を見据え、生涯にわたる女性の健康をカバーする医療を提供することで、学問的および経営的魅力を発信できるように、新たな診療分野への参入を戦略とした診療所の経営的基盤の安定を目指す。

無床診療所問題小委員会ではこれらの診療所の収益増加、経営安定のための医業あり方を検討し提言を行う。有床診療所問題小委員会は、地域における周産期システムを守るために、有床診療所の経営的基盤の安定と質の高い医療サービスを提供することを検討する。

また、母子保健に関わる公的事業や政策に関する問題についても、対応を検討する。産婦人科医業全般に関わる問題の発生時には、総務部とともに政策的な提言作成の諮問を受け、適時横断的な委員会を立ち上げ早急に意見をまとめ運営委員会へ提言することを目的とした緊急対応機能も持つものとする。

1. 無床診療所問題小委員会

- (1) 無床診療所の経営改善に向けた調査検討を実施し、収益に寄与する保険診療上の工夫や自費診療を行う上での工夫、新たな分野への参入などについて提案する。
- (2) 作成した骨子を医療保険部会等関係各部と協議の上、具体的な方策提言書を作成して会員に的確な情報を発信する。
- (3) 女性のライフサイクルを見据えて思春期のヘルスケアから老年期の在宅医療まで幅広く取り組むための提案を行い、今後成育基本計画で提示されることが予測される予防医学等を展開する方法を提案する。地域包括ケアシステムへの参入やオンライン診療の動向も把握する。

2. 有床診療所問題小委員会

- (1) 分娩を取り扱う有床診療所の存続や継承に関わる問題について多角的に検討し、政府が進める働き方改革を見据えてその政策を有利に活用できるような提言を行うことによって産科有床診療所を支援する。新規開業への政策的支援とともに、現存の有床診療所の経営に対する援助を行政から引き出せるよう、日本の周産期医療における有床診療所の必要性を訴えていく。
- (2) 全国有床診療所連絡協議会との連携強化を図る。有床診療所の問題を具体的な施策に掲げ、成果を出すためには日本医師会有床診療所委員会や全国有床診療所連絡協議会（以下全国有床診）に積極的に参画、協力して両会における産科医の発言力を高める必要がある。そのためにも全国有床診の組織強化に協力し、産科医の新入会員獲得を図ることが必要である。本委員会では全国有床診未入会の会員に全国有床診の活動を詳細に紹介し、入会を促進する。また全国有床診に対しては産科の立場から積極的に発言を行っていく。

3. 医業経営の実態調査と全国医業推進担当者伝達講習会の対応

医業経営に関する知見やアイデアを伝達するため各都道府県産婦人科医業推進担当者を対象として伝達講習会を毎年開催してきたが、講習会内容が会員に広く伝達されていない実態が調査により判明した。そこで本年度は分かりやすい内容の講習パッケージの検討、伝達しやすい媒体、各ブロック協議会に合わせたミニ講習会の検討など、医業経営の向上に資する効果的な講習会のあり方の検討を行うことを主な事業とする。また本年度の伝達講習会の開催は見送り、隔年開催とする。また、有床、無床を問わず、産婦人科医業の経営について実態を忠実に示す信頼性の高い医療経済実態調査がなく、信頼性の低い報告により医療政策の方向性を誤ることを避ける必要がある。そこで本年度は医業経営に関するアンケート調査を実施し、収益率および診療報酬改定の影響、自由診療の実態などについて基礎データを得る。

4. 公的事業および医療政策に関する問題への対応

- (1) 産婦健診の公費負担の広域化を推進する。
- (2) 産後ケア事業・産婦健診事業が医業として成り立つように推進する。
- (3) 妊婦健診の医療給付化を阻止する。

5. メディカルスタッフ関連事項への対応

急速に進む医療の高度化・専門化・細分化に伴い、医療の質の向上とチーム医療推進のため、メディカルスタッフの役割が高まっている。その対応としてメディカルスタッフ生涯研修会を開催してメディカルスタッフの技量を向上させることに努める。有床診療所を対象としてCTG判読や母体救命、NCPRの研修を引き続き行っていくと同時に無床診療所に勤務するメディカルスタッフの研修にも目をむけ、OC/LEP服薬指導や避妊指導などにも取り組んでいく。

6. 医療と医業の項（日産婦医会報）の継続

医療と医業に関する原稿を会員から募集し、医会報編集部会と協議の上で掲載する。

7. 喫緊の課題に対し、即時に対応できる体制の構築

産婦人科医業全般に関わる重要な問題が発生した場合は、即時に対応でき見解がまとめられる体制を適時構築し、執行部へ提言できるようにする。

8. 関係各部および関連諸団体との連携

医業推進部会の事業に関連する諸問題については、本会内他関係部門、厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会、全国有床診療所連絡協議会、日本看護協会、日本助産師会等の外部組織とも連携し、円滑な事業の推進を図る。

9. 委員会

事業を円滑に進めるために医業推進委員会を開催する。活動に当たりメーリングリスト等を活用する。必要に応じて小委員会・部会を開催する。

D. 医療保険部会

令和2年度の診療報酬改定の結果を受けて、その改定内容を分析、具体的運用について検討し、改定の要点を迅速に会員に伝える。具体的には、産婦人科社会保険診療報酬点数早見表並びに医療保険必携を改定し、全国医療保険担当者連絡会を開催する。また医療保険委員会や各ブロックにおける医療保険協議会での議論を通じてこれを深める。

次に今回の不採択要望項目を見直し、次期令和4年度の診療報酬改定に向けて新たな要望事項を取りまとめ、必要に応じてエビデンスを示すための研究や調査を開始する。日本産科婦人科学会を始め女性医療関連の諸学会と緊密に連携を取りながら、その内容に応じて外科系学会社会保険委員会（外保連）・内科系学会社会保険連合（内保連）・日本医師会などに要望を提出していく。

さらに、本会においては産婦人科医業の推進、働く女性や高齢女性等を対象にしたオフィスギネコロジー、産科における遠隔医療・オンライン診療の促進、あるいは虐待予防のための妊産婦のメンタルヘルスケアなど新たな視点での議論が進んでいることを踏まえ、これらの部署と連携して医療保険の立場からの関わり方を検討する。

加えて、国の健康・医療・介護のビッグデータ活用推進に関するデータヘルス改革の施策に伴い、社会保険診療報酬支払基金並びに国民保険連合会では、業務効率化と高度化を図るために、審査基準の統一化・ICTやITを導入したコンピュータチェックによる審査の拡充・統一的なコンピュータチェックルールの設定などの準備を進めているが、この動きは今後の本会の医療保険活動に重大な影響を与える可能性があるため、これらの改革への対応について検討する。

1. 産婦人科診療報酬の適正化へ向けた活動

診療報酬改定へのプロセスも様変わりつつある中、産婦人科医療における最善の診療報酬点数のあり方を検討し、施設の機能分担と特徴を活かした適正な産婦人科診療報酬の確保を目指して、関係当局への意見具申を図る。

○ 2. 会員への刊行物の作成とその提供

診療報酬点数の改定に際しては、以下の刊行物を作成し、会員に提供する。発刊方法（ホームページや日産婦医会報の利用等）や、昨年度委員会での意見などを参考に、費用対効果の観点も踏まえて対応する。

(1) 医療保険必携の改訂

既刊の医療保険必携はいわゆる“青本”の主要部分の抜粋に加え、産婦人科診療における重要と考える部分をトピックスとしてまとめて、医会会員にとって見やすく有用性の高い冊子となるように編集し作成する。

(2) 産婦人科社会保険診療報酬点数早見表

発刊方式も考慮しながら、診療報酬点数が改定された際は、早急に「新点数早見表」を作成し、医会会員に提供する。

○ 3. 診療報酬改定の評価・分析と次期改定へ向けての対応

診療報酬点数が改定された際は、改定内容が会員にメリットがあったかどうかを調査・検証し、低評価の項目は、問題点を分析して次期改定での適正化

を図る。

また、診療報酬体系の不合理的点について検討し改善するよう提言する。

4. ブロック会や各都道府県産婦人科医会担当者との連携

(1) 医療保険に関するブロック協議会や各都道府県医会研修会への協力

医療保険事業の活動推進のため、要請に応じてブロックや各都道府県産婦人科医会の協議会や研修会に協力し、診療報酬点数表の解釈や運用上の疑義に速やかな対応を図る。

○ (2) 全国医療保険担当者連絡会

診療報酬点数の改定はもとより、点数の運用や留意事項への周知徹底を図るため、全国医療保険担当者連絡会を開催する。

(3) 医療保険に関する問題で、特に周知徹底を必要とする事項は、随時都道府県産婦人科医会の担当者を通じて医会会員の研修を企画する。

(4) 診療報酬の適正化に向けた提言、要望をブロックや都道府県から収集する。

5. 疑義解釈に関する解説と医会会員への伝達

疑義解釈に関する解説と医会会員への伝達は、日産婦医会報やホームページ、または医療保険のブロック協議会、各都道府県研修会などの場を活用して行う。

(1) 医療保険運用上の疑義に関する解説、指導を図る。

(2) 診療報酬点数運用上の疑義については、厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会に諮り検討する。

(3) 新たに発出された通達等で、重要なものは速やかに医会会員に伝達する。

(4) 主要な本会の見解、伝達事項は日産婦医会報に掲載し、その周知徹底を図る。

6. 関連諸方面との連絡折衝

産婦人科医療保険診療の円滑な運用のために、厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会、外保連、内保連など関係諸団体との連絡折衝を図る。

7. 委員会

医療保険委員会を存置する。また、必要に応じ医療保険小委員会を開催する。

IV. 事業支援部

A. 女性保健部会

本部会は、周産期医療や婦人科がんに関する諸問題を除く、小児・思春期から中高年期に至る女性の健康問題について、現在注目されている課題を抽出し、調査・分析や資料作成を行い、できることから速やかに、産婦人科医、並びに社会に対して啓発していく活動を行っている。平成30年12月に成立した成育基本法には、すべての妊婦、子どもおよびその保護者に対し、妊娠期から成人期まで切れ目のない支援を保証することが謳われており、本部会の活動を推進していくことはきわめて重要である。

具体的に、本年度も引き続き、15歳以下の予期しない/計画していない妊娠・出産を限りなくゼロに近づける施策を重点課題として活動していく。また、性教育指導セミナー全国大会の開催、性暴力・性犯罪被害者支援に向けての内閣府、警察、日本救急医学会、各被害者支援団体と連携・協力、さらに女性アスリートの健康向上/診療に関する支援、中高年女性の健康支援のほか、プレコンセプション・ケアの啓発に関する検討、更年期障害と就労女性についての基礎的調査の検討をするなど、幅広い活動を展開していく。

1. 15歳以下の予期しない/計画していない妊娠・出産を限りなくゼロに近づける活動

特に15歳以下（できれば高校生の思春期女子にまで拡大）の予期しない/計画していない妊娠・出産ゼロを目指して教育、啓発、指導を行うことは、女性の心身の健康のみならず、実母による児童虐待防止につながる。併せて、高齢女性の妊孕性の低下や高年出産のリスクも含めて、女性には妊娠・出産適齢期があることも思春期男女の性の健康教育に組み込む必要がある。これらについて、国、国会議員、地方自治体や関連諸団体にも引き続き働きかけていくと共に、学校現場などからの産婦人科医による講話の依頼や教育委員会、学校、医師会との連携の要請にこたえるべく、連携の窓口を各都道府県産婦人科医会の中に置くように組織づくりを引き続き進めていく。

2. 第43回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会（開催担当：山形）の開催

開催日：2020年7月19日（日）

開催場所：山形テルサ

メインテーマ：“つながる力”を高める性教育

開催担当都道府県と連携し支援する。開催後はセミナーのあり方を協議し、次回に生かす。また、日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会開催後、集録集を作成する。今後の開催地の誘致活動を行う。

今後の予定

- (1) 第44回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会
(2021年開催：沖縄県担当) 予定
- (2) 第45回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会
(2022年開催：静岡県担当) 予定

(3) 第46回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会
(2023年開催：奈良県担当) 予定

3. 思春期・成熟期

この時期に大切な問題点を抽出し、社会的な啓発と対応を図る。

(1) プレコンセプション・ケア（妊娠前のケア）の啓発

晩婚化、晩産化は個人の選択の結果であるとはいえ、「産みたいときに産める」という人生設計がややもすると狂わされてしまうことにもなりかねない。このような時代背景もあって、プレコンセプション・ケア（preconception care）は従来にも増して重要課題となっている。これは、近い将来生まれるかも知れない子どもの健康を守るだけでなく、子どもを持つか持たないかにかかわらず、すべての男女の健康の保持増進をも可能にするものである。

1) プレコンセプション・ケアについて共通理解を図る。

2) CDCが提案しているプレコンセプション・ケアのガイダンスなどをもとに、具体的な取組みについて検討する。

(2) 性暴力・性犯罪被害者支援に際しての連携と協力

1) 女性保健拡大部会の開催

性犯罪被害者への公的支援を統括する警察庁を含めて、警察関係者、性犯罪被害者支援にあたっている医療従事者、弁護士会、精神科医、救急医、泌尿器科医、支援団体などとの意見交換の場を本年度も設ける。

○ 女性保健拡大部会の今後のあり方について、今までの出席者やその所属する団体へアンケート調査などを実施して検討する。また、拡大部会の存在や意義について、医会会員へ広報する。

○ 2) 47都道府県におけるワンストップ支援センターの活動状況や問題点、特に性被害者への公的な医療支援に関する調査を行う。

3) 「産婦人科医における性犯罪被害者対応マニュアル（実践編）」および「性犯罪被害者診療チェックリスト」改訂版の活用。

4) 日本救急医学会や外科系学術団体（日本小児外科学会等）との連携した性犯罪被害者支援の検討

被害者の初期診療をよりすみやかに有効に行うために日本救急医学会や外科系学術団体（日本小児外科学会、日本性機能学会等）と協力し、ワンストップ支援センターとの連携を図るための有効なシステムを検討する。

5) 妊娠ワンストップサービスセンター（仮）の実現に向けた検討

平成29年度に立ち上げた、妊娠ワンストップサービス検討プロジェクトでの協議を踏まえて、妊娠ワンストップサービスセンター（仮）設立に向けた活動を検討する。

6) 若年女性と司法に関する勉強会の開催

乳幼児虐待加害者、若年妊娠のハイリスク集団といえる矯正施設入所者に対する性教育や産後の母児分離問題について、関係団体と意見交換を行う。

(3) 女性アスリートのためのワーキンググループの活動

女性アスリートが、自身の体の状態や月経および月経異常、月経移動などについて、産婦人科を受診して適切な診療やアドバイスを受けやすい環境を作るための活動を行う為、女性アスリート健康支援委員会が行う講習会や資料作成等に協力する。また、女性アスリートに対する診療に詳しいスポー

ツドクター等にも参加していただき、本年度もワーキンググループの活動を行う。なお、これらの活動については、女性アスリート健康支援委員会の構成団体と連携して協力する。

女性アスリート健康支援委員会主催の産婦人科向け講習会は2018年度に47都道府県すべてで終了した。この講習会に参加した産婦人科医の今後のスキル継続、並びにスキルアップのため、年1～2回の産婦人科医向け講習会の開催のあり方等について検討する。

(4) 「学校医と養護教諭のための思春期婦人科相談マニュアル」の活用の検討と啓発

平成29年度にリニューアルした「学校医と養護教諭のための思春期婦人科相談マニュアル」の活用について検討する。

(5) 性教育について

- 1) 性教育講演用スライド「思春期って何だろう？性って何だろう？」をバージョンアップなどスライドの整備や活用に向けた対応を継続する。
- 2) 「セクシュアリティ教育における国際テクニカルガイダンス」から世界における包括的性教育について学ぶ。
- 3) SNSを巡るさまざまな問題が起こっている。専門家を招いて、思春期を巡るデートDV・リベンジポルノ・セクスティングなどについて学ぶとともに、SNSリテラシー・被害に遭った場合の対応や支援について検討し、情報の発信と啓発を行う。

○ (6) 緊急避妊法の適正使用に向けた周知と啓発

対面なしのオンライン診療がスタートしたこともあり、国民の関心が高まっている。昨年度、全国の薬剤師に対する研修を円滑に進めるためのセミナーを開催したが、その後の研修状況などについて把握するとともに、オンライン診療における問題点と課題などについて詳細に検討する。さらにスイッチOTC化への可能性についてもその是非と問題点を探る。一方、産婦人科医以外の医師が緊急避妊法のオンライン診療を行うための講習を日本医師会主導で昨年開始したが、当委員会を中心に医会が全面協力をしている。その効果・影響について、厚生労働省、医師会とも連携を取って情報収集し検討する。

(7) ホルモン製剤の動向把握・啓発

ジェネリックの登場、フレキシブル投与法や連続投与法など新しいOC/LEP剤が続々と発売されているが、改めてその動向を把握し普及啓発について考える。

4. 更年期

2020年には女性の半数が50歳を超えるという人口動態の変化に対応し、更年期以降の女性の疾病予防・健康増進に婦人科としての関わりを推進する。またそのための適切な情報をアップデートし適時提供する。

婦人科外来診療・オフィスギネコロジーが診療の柱となり、婦人科医によるかかりつけ医を目指し支援する。

働き方改革および女性の活躍など、社会制度と連動した婦人科的な女性労働者に対する支援を模索する。

(1) 既刊資料の利用促進と活用

- ・「ホルモン補充療法（HRT）の実際・チェックシート」
- ・「産婦人科医のための生活習慣病診療マニュアル」
- ・「産婦人科における骨粗鬆症診療の手引き」など広報する。
- （２）「産婦人科医のための生活習慣病診療マニュアル2014」の改訂作業を、下記のガイドラインに準拠し診断・治療と紹介のポイントの改訂を行う。
 - ・動脈硬化性疾患予防ガイドライン2017年版
 - ・日本糖尿病学会「糖尿病治療ガイド2018-2019」
 - ・日本腎臓学会「エビデンスに基づくCKD診療ガイドライン2018」
 - ・日本高血圧学会「高血圧治療ガイドライン2019」2019年4月発行予定
- （３）更年期障害と就労女性についての基礎的調査を検討する。
 - ・働く女性自身へのアンケート
 - ・企業の健康管理担当者、産業医および保健師へのアンケート
 - ・企業の健康管理担当者、産業医および保健師向けに、「産業医・保健師のための更年期婦人科相談マニュアル」作成を検討する。
 - ・婦人科受診への動機付けを推進する。
- （４）周閉経期・閉経移行期におけるOC・LEP使用に関する情報の提供を検討する。
 - ・海外のガイドライン・ステートメント・指針を収集する。
 - ・安全な使用を目指した、具体的な管理の手引きとなる冊子の編集を目指す。
- （５）骨粗鬆症診療への積極的関わりを推進
 - ・「産婦人科における骨粗鬆症診療の手引き」の見直し。診療上の問題点を調査し、必要とされる資料の提供を目指す。
- （６）女性と頭痛への対応

女性に多い片頭痛の薬剤として知られるトリプタン系を上手に使いこなす方法等について、本会ホームページ等を通じて医会会員へ情報提供することを引き続き検討する。
- （７）特定健診・特定保健指導への協力と対応

平成20年4月からの特定健診・特定保健指導への協力の他、医会会員が積極的に関与できるよう、具体的な対応策や指導指針などの検討を継続する。
- （８）早発閉経・早発卵巣不全の管理：用語の解説、ヘルスケアとして必要なHRTについて啓発する。
- （９）HRTと乳がん：今年話題となったLancetの論文の解説から、HRTと乳癌リスクについて医会報等を通じて解説する。

5. 女性保健（産婦人科医療）の一般社会への働きかけとその対応

産婦人科医が女性のprimary careを担う専門医として、一般女性への適切な医学的知識の提供と産婦人科医療への理解・啓発を図るため、女性の健康週間や女性保健向上に向けた公開講座（日本産科婦人科学会と合同で実施）等の活用と、関連の諸団体や業界等との協調などを通じて、社会的なアピールに努める。

6. 関連諸団体との連絡提携

各省庁や日本医師会、日本産科婦人科学会等と連絡し、円滑な事業推進に資

する。特に、日本医師会学校保健委員会に対しては、行政が予算措置をしている地域教育委員会と医師会による専門医の学校派遣に、産婦人科医が参画できるように、密に連絡をとり、医会会員に広報する。また、学校医から思春期女子へ性の健康教育の基本指導ができるように、「学校医と養護教諭のための思春期婦人科相談マニュアル」および本会ホームページからダウンロードできる「思春期ってなんだろう、性ってなんだろう」の性教育スライドの利用を推進、啓発する。

日本医師会の学校保健委員会を通して、文部科学省の学校保健に対する考え方の情報を得やすいが、これらを会員に広報、啓発することで子供たちの健康教育や健康増進に寄与する。本年度の新規事項として、学校教育の中にがん予防が組み込まれることから、産婦人科領域におけるがん予防について、啓発するような活動を行っていく。また、学校医の全国大会などに、産婦人科領域のテーマを盛り込むことにより、思春期の性の諸問題などについて、学校医に直接考えていただく機会を増やす。

また、本会ホームページの一般向け「健康のこと」のサイトの作成に協力する。

7. 委員会

以上の事業を遂行するために、女性保健委員会を設置する。

B. がん部会

精度の高い子宮がん検診（HPV検査、液状化細胞診（LBC））の普及に向けた活動、HPVワクチンの接種勧奨再開へ向けての活動、乳がん検診への産婦人科医の参入に向けての活動と支援、を主な事業計画とし、がん対策委員会メンバーを中心として活動を行っていく。

1. エビデンス（EBM）に基づいたHPV検査、LBC等の有用性評価と論文発表

HPV検査、LBCは本邦においても普及しはじめており、各地域で有用性を示すエビデンスが蓄積されつつある。がん部会では、国内各地域で実施されているHPV検査やLBCのデータを集約し、本邦のデータとしてまとめ、論文発表を行う。EBMに基づいたデータをもとに、これらの有用性を国や自治体にアピールし、全国的な普及への礎とする。

（1）HPV検査併用検診のEBM

HPV検査併用検診を実施している全国8地域（北海道、栃木、千葉、福井、鳥取、島根、佐賀、宮崎）のデータの分析から、HPV併用検診では細胞診単独検診時代に比べて、 \geq CIN2、 \geq CIN3の発見率が各々、2.1倍、1.8倍と上昇が見られた（第60回日本臨床細胞学会総会、2019年6月など、論文執筆中）。また、細胞診 \geq LSILでHPV陰性症例は115,273例中、298例（0.26%）であった（第60回日本臨床細胞学会総会、2019年6月など、論文投稿中）。

以上より、HPV検査併用検診の有用性が示唆された。

○（2）LBCのEBM

日本対がん協会の協力のもとに子宮頸がん検診における従来法による細胞診とLBC細胞診を比較検討したところ、LBCでは不適正検体が有意に減少すること、また \geq CIN2の発見率が有意に上昇することが明らかとなった（Ito, K., Suzuki M. et. al: JJC0 2019;18）。

またLBCのシステム別の精度の違いも検討する（症例集積中）。

（3）LBC内膜細胞診のEBM

医会主導の多施設共同前向き研究により、LBCを用いた内膜細胞診は吸引組織生検法に比べて非劣性であることが証明された（Hirai, Y., Suzuki, M. et. al: Cytopathology: 2019;1-6）。

「LBCを用いた内膜細胞診」の有用性が示され、対策型検診への路が開かれた。

○（4）LC1000(剥離細胞分析装置)の子宮体癌補助診断としての有用性の検証研究

医会主導の多施設共同前向き研究により、LC1000（剥離細胞分析装置：細胞のDNA量の分布から細胞増殖能を反映した独自の指標であるCPI_x値を算出する医療機器）の子宮体癌補助診断としての有用性の検証試験を企図し、その有用性を検証するとともに、産婦人科医が子宮内膜細胞診に積極的に参画する素地を形成する。

○（5）妊婦における至適細胞診採取方法に関するEBM

綿棒による妊婦を対象とした細胞診は偽陰性の頻度が高いことが指摘されている。妊婦を対象とした細胞診データを後方視的に集積、検討し、至適な細胞採取法を見出す。またLBCの有用性についても検討する。なおこの研究は厚労科研宮城班との共同研究を計画している。

(6) HPVワクチンの有効性に関する本邦におけるEBM

子宮頸がん対策型検診の結果を集計した多施設共同研究から、HPVワクチン接種により前がん病変（CIN）の減少が確認された（戸澤、鈴木ら：第136回関東連合産科婦人科学会総会、2018、6月）。論文化し、HPVワクチンの有効性をアピールする。

○ (7) 子宮頸がん検診における未受診者対策としての自己採取HPV検査の検証

すでに欧米では自己採取HPV検査が検診プログラムに取り入れられているところがあり、未受診者の検診率上昇効果が確認されている。日本では職域検診、また個人でこの検査が行われ始めている。その精度と至適方法の検証の必要性がせまられている。がん部会を中心にこれらの検証事業を立ち上げ、本検査法の評価と至適トリアージを確立する。

2. 精度の高い子宮がん検診（HPV検査併用検診、液状化細胞診（LBC））の普及に向けた啓発活動

(1) 子宮頸がん征圧に向けた日本産婦人科医会、日本対がん協会共同事業

精度の高い子宮頸がん検診に向けたHPV検査、LBCの普及、またHPVワクチンの接種率向上などにより、子宮頸がんの早期発見・予防に努め、子宮頸がんの征圧を図るため平成28年から4年間にわたって、日本対がん協会と共に事業を行ってきた。共同事業の成果として、北海道、岩手県、長崎県が子宮頸がん検診にLBCを導入し、福島県、鹿児島県においてもLBC導入を前向きに検討し始めた。さらに一部の地域ではあるがHPV検査がオプションとして導入される事が決定している。4年間の活動により共同事業には一定の効果がある事が確認されたため、令和2年度も引き続き実施する。

過去開催の反省点として検診実施主体である行政担当者の参加人数が少ないことがあげられる。学会という敷居の高さと休日開催という事が原因と思われる。がん検診、予防接種実施主体は行政であり、行政担当者の理解や、やる気が子宮頸がん征圧には必要不可欠である。本年度は行政担当者の集まりやすい工夫をするとともに各県の実況に合わせた講演会、座談会などを企画し、実行していきたい。一方、子宮頸がん検診受診率は未だに低く、大きな課題である。未受診者対策としてHPV検査自己採取の評価並びに推進を行い、子宮頸がん検診受診機会を増やす努力も試みる。

<内容>

1. 細胞診(LBC)/HPV検査併用子宮頸がん検診の普及にむけた啓発活動
2. LBC細胞診普及に向けた啓発活動
3. LBC/HPV検査併用検診のデータを全国から集め国・メディアへの働きかけ
4. HPVワクチン有効性調査と接種率向上に向けての啓発活動並びに国・メディアへの働きかけ

○ 5. 未受診者対策のための自己採取HPV検査の評価

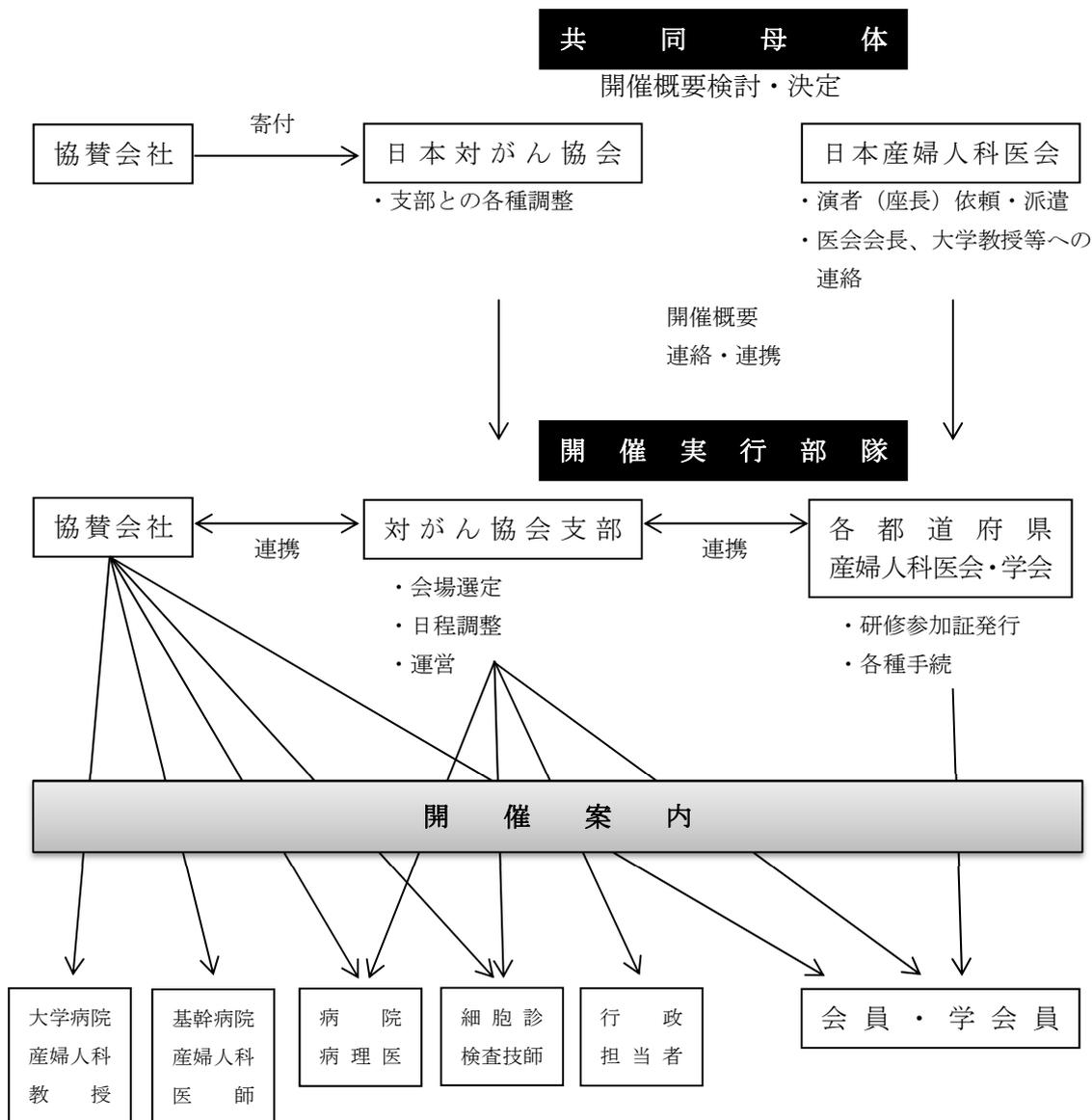
<開催概要>

共 催：公益社団法人日本産婦人科医会、公益財団法人日本対がん協会

開催時期：令和2年度

対象者：日本産婦人科医会会員、日本産科婦人科学会会員、行政担当者、市町議員、細胞診検査技師・病院病理医

<開催スキーム>



(2) 液状化細胞診 (LBC) の普及に向けた産婦人科医、自治体を対象とした啓発活動

本会医療保険部会や日本臨床細胞学会、日本産科婦人科学会などの関係諸学会と協同して、厚生労働省に働きかけ、広く普及するよう活動する。

(3) 厚生労働省の「女性特有のがん検診に対する支援事業」の継続の要望

本事業が検診受診率向上の一助になるよう、厚生労働省並びに関係各位に働きかける。

3. HPVワクチンの積極的接種再開に向けての啓発活動・政策提言

HPVワクチンは、副反応問題を契機に厚生労働省の通達により、現在積極的

接種勧奨が控えられている状況下にある。そのためワクチン接種率は大きく落ち込み、ほとんど接種がなされていない状況である。痛みセンター連絡協議会・予防接種協議会などと協力しながら、その有効性と安全性について理解してもらうよう、引き続き「本会主催の“子宮頸がんとワクチンの正しい知識の普及活動”」を全国展開していく。

メディア対策も重要であり、がん対策委員会を中心に各々の地方のメディアに積極的に働きかける。また多施設共同研究より得られたEBM結果をもとに、HPVワクチンの積極的接種再開に向けて、国に働きかける。

4. 乳がん検診への積極的参加に向けての活動と支援

- (1) わが国で増加傾向著明な乳がん患者の診療に産婦人科医が係わることは、オフィスギネコロジー参入の観点からも意義あるものと考えられる。具体的には、マンモグラフィ読影資格などを多くの産婦人科医が取得するための施策が望まれる。例年どおり乳がん検診用マンモグラフィ読影に関する講習会を開催する。さらに、今後導入予定の乳房超音波検診に即応するため、乳房超音波読影医の育成の支援も積極的に行う。
- (2) より多くの産婦人科医が乳がん検診に参画することを促すために、昨年引き続き日本女性医学学会などとの共催によりプレ講習会を開催して、マンモグラフィおよび乳房超音波読影資格取得への道を開く。
- (3) 昨年度、本会のHPに「乳がん検診研修コーナー」をアップし自己研修を可能にしたが、本年度はさらに模擬試験などを含めコンテンツの充実を図る。また日本産婦人科医会、日本産婦人科乳腺医学会等と連携して、研修資料の作成、各地での研修会開催、自己研修可能施設の紹介等を行う。
- (4) 妊娠・授乳期乳癌等への対応の一つとして、日本産婦人科乳腺医学会と連携して、乳腺疾患管理に対する知識、技料を備えた助産師の認定事業を計画する。

5. 関連諸団体への協力と対応

会員や社会への有用情報の提供が婦人科がん検診事業の円滑化につながるため、厚生労働省、諸学会（日本産科婦人科学会、日本臨床細胞学会、日本婦人科がん検診学会、日本産婦人科乳腺医学会、日本乳癌検診学会、日本婦人科腫瘍学会、日本がん検診・診断学会等）、諸団体との密接な連携を行う。また、行政施策（健康日本21他）や日本医師会事業（かかりつけ医等）、等の諸団体事業への協力、および職責者派遣（委員・役員等）を通じて、検診事業における産婦人科の基盤強化を図る。

6. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するため、がん対策委員会を存置する。

C. 母子保健部会

母子保健部会は、より安全で、質の高い周産期医療を提供する体制の構築のため、その問題点を抽出して分析し、その解決に向けて取り組む。効率的な会員研修のためのプログラムの開発や実施を通じ、母体および新生児の予後の更なる向上に向けて周産期のみならず、産後にわたって切れ目のない周産期医療を提供できるシステムの整備を支援するため、以下の事業に取り組む。

1. 周産期メンタルヘルスケア推進に向けての事業

妊産婦のメンタルヘルスを評価してケアすること、健全な母子関係を成立させること、育児不安を解消することなど、産前から産後にわたる継続的なメンタルヘルスケア体制を検討し、その体制の構築および整備を推進する。また、この妊産婦のメンタルヘルスケアを乳幼児虐待の予防につなげる。さらに、妊産婦および社会全体に対し、母子の愛着形成の重要性についての啓発にも取り組む。

本部会の重点事業であり、各都道府県産婦人科医会にも本事業の推進を呼びかけ、その活動を支援する。また、この活動状況を各種学会等でも発表し、その活動の周知を図る。

(1) 「母と子のメンタルヘルスフォーラム」開催の支援

事業を推進するため、フォーラムのあり方やプログラム等を検討し、開催担当都道府県と連携して支援する。

開催予定日：2020年5月31日（日）

開催場所：福岡国際会議場（福岡市）

○ (2) 「母と子のメンタルヘルスケア（MCMC：Mental Health Care for Mother & Child）研修会」の推進

産科医、保健師、助産師など実際に周産期メンタルヘルスケアを担うスタッフの養成、レベルアップを目的としたMCMC研修会（入門編・基礎編）を開催することで、EPDSの活用法などについての教育・啓発に取り組む。また、研修会を全国で開催できるような体制の構築を目指し、そこで指導的役割を担うスタッフを養成するためにMCMC指導者講習会（応用編）を開催する。さらに、各地で研修会を開催するためのスーパーバイザー（精神科医）を養成する。なお、これらの事業は精神科との連携のもとで行う。

1) 研修プログラム内容の修正（入門編、基礎編、応用編）

2) 研修会・指導者講習会の開催

東京都（4月18～19日）、福岡県（未定）

3) 研修会の受講者管理システムの作成と研修会管理システムとの統合

4) 全国の都道府県産婦人科医会でのMCMC地域研修会の開催を推進するため、都道府県代表者を対象に説明会を行う。またMCMC地域研修会の開催に対して補助金を交付して、その開催を支援する。

(3) 出産前後の母児ケア体制の検討

1) 産婦健康診査事業の拡大

母子保健法の改正により産後ケア事業が自治体の努力義務になったことをうけ、自治体の今後の動向を見ながら、産科医療機関のこの事業への参入を、医業推進部会と協働で支援する。

- 2) 精神疾患合併妊娠に対して、精神科医、公認心理師・臨床心理士などと協力して連携体制の構築を進める。
 - 3) 社会的にリスクを抱える妊婦が安心して出産できるようなケア体制について検討する。
 - 4) 周産期メンタルヘルスケア体制の充実による効果の検証
東京都城南地区（品川区・大田区）で、母と子のメンタルヘルスケア研修会などを全医療機関の医療スタッフや行政担当者に提供し、地域のメンタルヘルスケアの連携体制を構築するとともに、その連携を強化するために定期的な連絡会を開催する。そのうえで、地域内のメンタルヘルスケアに関連する指標の変化をモニターすることで、事業の有用性を検証する。なお、この取り組みは厚生労働科学研究費の助成のもとで行う。
 - 5) 最近では父親のボンディング障害、妊婦へのDV、父親の産後うつとの間に関連があることが指摘されており（エコチル調査より）、周産期メンタルヘルスケアの中に父親のメンタルヘルスについての視点を導入することを検討する。
- (4) 母子の愛着形成の重要性の啓発
母子の愛着形成の重要性を啓発するコンテンツを作成し、啓発活動を行う。また、ハーバード大学（Center on the developing child）の一般用の啓発動画の日本語版を作成して公開する。
 - (5) 東京都における妊産婦メンタルヘルスケアおよび育児支援活動
東京都における研修会の開催、母子の愛着形成について啓発するための市民公開講座の開催など、東京都の支援のもと実施する。
 - (6) 妊産婦メンタルヘルスケア推進に関するアンケート調査
分娩取扱い医療機関を対象にした妊産婦のメンタルヘルスケアについてのアンケート調査を継続的に行う。
2. 新生児聴覚スクリーニング検査の公費補助の獲得に向けた活動
日本産科婦人科学会、日本耳鼻咽喉科学会等と協働して新生児聴覚スクリーニングの有用性を発信することで、新生児聴覚スクリーニング検査への公費補助の獲得に向けた活動を継続的に行う。
会員施設に対して検査に対する公費補助と患者負担の実態を調査し、その結果を公表することで、全国の都道府県産婦人科医会と協力して、検査への公費補助の獲得および増額に向けて活動する。
 3. 新生児蘇生技術の普及のための講習会支援
「日本版救急蘇生ガイドライン2015」に基づき、新生児蘇生法（NCPR）講習会を開催し、手技の普及に努める。また、各都道府県産婦人科医会が開催する新生児蘇生法講習会に対し、講師派遣などの支援を行う。
 4. HTLV-1母子感染予防対策の推進
HTLV-1キャリアと診断された妊婦の実数を把握するシステムについて検討する。また、HTLV-1キャリア妊婦とその妊婦から生まれた児のフォローアップ体制の構築についても検討する。
HTLV-1キャリア妊婦とその妊婦から生まれた児の管理上の問題点について

会員の研修に資する教育資材を作成することで、各地域における啓発活動を支援する。

5. 妊娠希望夫婦に対する妊娠前の健診プログラム（プレコンセプションケア）の作成

妊娠前健診により、妊娠すればハイリスク妊娠となる女性に対し、妊娠前から予防的な管理を行うことが可能となる。特に不妊治療開始前に、この健診やカウンセリングを実施することで、その後の周産期予後の改善が期待できる。さらに、高年齢婚姻、高年齢妊娠予備軍に対する包括的妊娠前教育プログラムを作成し、公開講座やキャンペーン等を企画し、産婦人科受診の促進につなげる活動を行う。

この事業は先天異常・女性保健の各部会と協働で「小児・思春期から成人期までの女性のリプロダクティブヘルスケア」として包括的に行っていく。

6. 産前産後の予防接種の推進に向けた活動

先天性疾患や院内感染予防のため産前産後の予防接種の効用について啓発する。また、特に風疹抗体価陰性（低値）者についてワクチン接種の必要性について啓発活動を行うとともに、ワクチンの公費補助の充実に向けた活動を先天異常部会（“風疹ゼロ”プロジェクト）と連携して推進する。

7. 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供体制の推進支援

白血病などの治療としての幹細胞移植のための臍帯血の備蓄数が減少傾向にある。そこで日本赤十字社血液事業部と協力して、『移植に用いる造血幹細胞の適切な提供』のための臍帯血採取事業について改めて、医療機関の理解を得て、「さい帯血バンク」採取施設整備の推進を支援する。

8. 厚生労働行政および関連団体との協力並びに情報交換

母子保健推進のため、厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会、日本周産期・新生児医学会、日本小児科学会、日本小児科医会等との協力、支援、情報交換を行う。

9. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するために母子保健委員会を存置する。

V. 献金担当連絡室

公益財団法人日母おぎゃー献金基金の事業委託を受け、連絡室としては都道府県産婦人科医会の献金担当者の意見を聞き、協力体制の確立に努める。

1. 全国献金担当者連絡会を開催する。
2. 連絡会準備打ち合わせ会を開催する。

以上の活動の円滑な遂行のため、献金連絡室を存置する。